

令和3年3月29日

亀山市スポーツ少年団
所属単位団 御中

特定非営利活動法人亀山市スポーツ協会
亀山市スポーツ少年団
本部長 佐野 仁
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮したスポーツ少年団活動等について

平素は本スポーツ少年団活動に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、全国に出されていた「緊急事態宣言」は解除され、三重県も独自の「緊急警戒宣言」を3月7日に解除しましたが、三重県は宣言解除以降も感染リスクを避けるため万全を期すこととして「三重県指針」ver.9を提言し方向性を示されています。

これを受け、三重県スポーツ少年団から団活動について、活動は単位団を中心に『新しい生活様式』のもと、県内で実施することとし、試合を行う場合は「三重県指針」の『イベントにおける感染防止対策』を参考に対策を徹底すること。また、新型コロナウイルスの変異株は感染力が高く誰でも感染の恐れがある中、指導者は団員、保護者に人権についての話しをされ不当な偏見、差別が生じないように配慮することとの連絡がありました。

つきましては、亀山市スポーツ少年団も当面は県の方針に従い活動することとし、体調が悪いときは差別を受けるのが怖くて我慢して活動を続け、結果としてウイルスを拡散させてしまうことのないようにすることや、感染者やその疑いのある人に対し偏見や差別につながる行為、人権侵害、誹謗中傷を絶対行わないように指導されるなどの配慮も併せてお願い申し上げます。

なお、状況が変更となる場合は追って通知させていただきます。

参考：[「三重県指針」ver.9 本文\(PDF\)](#)

[「リバウンドを阻止するためのお願い～必ず守っていただきたいこと～\(三重県指針ver.9 リーフレット\)」\(PDF\)](#)